

職員の懲戒処分について

令和7年7月9日付で、職員の懲戒処分を行ったので、鹿島地方事務組合職員の懲戒処分等に係る公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 懲戒処分の事案の概要

当該職員は、令和6年11月26日、自家用車で東京都西多摩郡日の出町地内の圏央道外回り付近道路を指定速度 80km 毎時のところ、走行速度 130km 毎時、速度超過 50km 以上の速度超過違反で検挙されたもの。

2 被処分者

消防本部指揮統制課 消防司令 51 歳 男性

3 懲戒処分の種類及び内容

減給 10 分の 1 (2 ヶ月)

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号該当

4 懲戒処分年月日

令和7年7月9日

5 消防長のコメント

全体の奉仕者である公務員として到底許されるべき行為ではなく、公務員としての信用を著しく失墜させ、また、国民の生命、身体及び財産を保護することを職とする消防職員全体の名誉を大きく損なうものであり、消防長として深く反省するとともに心よりお詫び申し上げます。

本件を厳粛に受け止め、公務員倫理の徹底と住民の皆様の信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。